

1970 年代フランスのアソシエーションと地方分権

——地域権力アソシエーションの分権化要求とその論理——

中 田 晋 自

はじめに

第1節 1970 年代のフランス政治とアソシエーション

第2節 地域政治・行政システムにおけるアソシエーションの位置

第3節 地域権力アソシエーションによる分権化要求の論理

むすび

はじめに

「地方分権の時代」というパラダイムにおいて活躍の場が与えられるのは、中央省庁から諸権限を委譲された地方自治体にとどまるものではない。こうした今日の新しいパラダイムの下では、市民の自発的な諸活動もまたそれ固有の役割が期待される。わが国の場合、1998年に「特定非営利活動促進法」が制定され、社会の実相においてすでに重要な役割を果たしつつあった市民活動やボランティア活動に、ようやく光が当たるところとなつた。また、1993年の衆参両院における「地方分権推進決議」以降、わが国でも、1995年の「地方分権推進法」施行に伴う「地方分権推進委員会」の活動開始、1999年の「地方分権一括法」の成立（2000年4月施行）という地方分権化のプロセスをたどることになる。これら二つの事象を並べてみると、そこには、地方分権化と市民活動の活発化とを同時代的に進行させる何らかの相関関係、あるいは相互促進関係を推察させるものがある。

こうした市民活動の核となるNPO（No Profit Organization）や市民団体は、フランスにおいては「アソシエーション（association）」⁽¹⁾と呼ばれ、趣味やスポーツなどインタレストを共有する者たちが集う場となることもあるれば、ボランティア活動など地域の様々な社会的活動を行う場を提供することもあり、地方自治体からの委託を受け、住民のニーズに応えるサービスを提供したり、またときには、人権や基本的諸権利を侵害された人々のための擁護運動を展開したりする場合もある。19世紀には法制度上弾圧

の対象となっていたフランスのアソシアシオンであるが、社会の実態に目を向ければ、様々な役割を果たしてきたことが社会史学者たちの手によって明らかにされている。しかし、のちに見るように、アソシアシオンの創設数や総数といった具体的な数字に目を向けると、1970 年代がその画期をしており、フランス・アソシアシオンの発展はきわめて現代的現象であることが分かる。

これとほぼ時を同じくして、特殊フランス的現象とされる「クラブ」の運動が再度頭角を現し、市民の立場から政治への様々な発言が行われるようになる。さらに地域政治の舞台には「自治体活動グループ (Groupe d'Action Municipale)」(以下 GAM と表記) の運動が登場して、幾つかの都市自治体では、「^{デモクラシー・ローカル} 地域民主主義」「^{オートジェスティオン} 自主管理」「^{パルタジー・ル・ブヴォワール} 権力の分有」⁽²⁾ といったスローガンの下、自治体改革の様々な「実験」が行われる。後述のように、この GAM 運動を、組織社会学者のピエール・グレミオンは「地域権力アソシアシオン」と呼んでいるが、1960 年代中葉に登場したこの運動は、「地域権力」の獲得（第一義的には、自治体選挙における候補者の当選を通じた市政の獲得）へ向けた活動のなかで、従来の中央集権的に構成された「地域政治・行政システム」に異議を申し立て、地方分権化を要求するに至る。上述の言葉を用いるならば、住民参加を目指した自治体改革を掲げる「市民の自発的な諸活動」が発展するなかで、彼ら自身が分権化という「新しいパラダイム」への転換を要求したのである。

以上の点をふまえ、本稿は、「地域権力アソシアシオン」が 1960 年代中葉以降台頭し、1970 年代を通じて分権化を要求するに至った政治的背景（客観的条件）を明らかにするとともに、彼らがいかなる論理をもって分権化を要求するに至ったのか（主体的条件）を明らかにする。そのため、まず第 1 節では、フランスのアソシアシオン全般について検討する。すなわち、これらがフランス近現代史において、一体どのような法制度の下におかれ、今日に至ってどのような活動を展開するようになり、さらには憲法の理論がこの現象をどのように把握し、当時の政権はどのように対処しようとしていたのかについて検討する。次いで第 2 節では、グレミオンの「地域政治・行政システム」論に立脚しながら、1960 年代中葉、地域権力アソシアシオンが台頭してきた当時の地域政治の状況を明らかにする。そして第 3 節では、彼ら地域権力アソシアシオンが、地域行政への市民の参加など自治体改革を課題に掲げていき、これがどのようにして分権化要求

の論理に結びついていったのかを明らかにする。

第1節 1970年代のフランス政治とアソシエーション

第1項 アソシエーションの法制度

1789年のフランス革命以降200年あまりの年月が経過している。これをアソシエーション法制の側面から捉え直してみると、1901年までのおよそ100年とそれ以後のおよそ100年に区分することができる。革命の直前、多くのクラブや民衆の結社は宮廷から弾圧されていたものの、民衆世界におけるサークルや小さな集い、文学サロンなどでは多くの議論がたたかわされ、革命が始まると討議は多くのクラブや政治的アソシエーションによって受け継がれていくことになる。

しかし、「革命時に雨後のタケノコのように生まれた市民集団は、革命の推進役にもなったが、国家統制を考え始めた革命の指導者たちにとっては、煩わしい存在」にもなってくる。1790年に宗教組織を解散する法律が制定されたのに続いて、翌1791年6月17日に成立した「ル・シャプリエ法」は、同業の職人、労働者の集会や結社が、賃上げ要求や労働条件改善を訴えるなど、社会秩序を乱しているとの判断のもと、その自由を禁じた⁽³⁾。このように既存の職業団体を廃止したのに続き、もはや新たな団体の結成は許さないとする同法は、その前文に次のような規定をおいていた。すなわち、「何人も、市民に対して中間的な利益への関心を喚起し、社団の精神により彼らを公的な事物から分離させてはならない」と。後述のように、まさに同法には、中間団体から人々を切り離し、「人々を個人として把握しよう」という方針⁽⁴⁾が示されていたのである。

さらに、1810年のナポレオン刑法の第291条は、アソシエーションについて、次の4点を禁止事項とした。すなわち、①アソシエーションを設立すること、②20人以上の会員を有すること、③定期的に集まったり集会を開いたりすること、④政府の許可なく集会をおこなうこと、である⁽⁵⁾。こうして、アソシエーションは原則として禁止され、特別な許可を得たもののみが存立しうることとされ、許可をするか否かは当局の裁量にゆだねられたのである⁽⁶⁾。

このように非合法の存在であったアソシエーションが、法制上の自由を獲得するのは1901年のことである。すなわち、「アソシエーション契約に関する

る1901年7月1日の法律」⁽⁷⁾がそれであり、その成立年をとって、今日でも「1901年法 (la loi de 1901)」と呼ばれる。この法律は、21の条文からなる小さな法律であり、これまで17回の改正を受けてきたものの、いずれも小さな改正に止まったことから、高村学人氏によれば、「基本的な仕組み、考え方は、1901年法制定時のものを維持している」とされ、今日でも同法は「第一に公的自由としての『結社の自由』を宣言、保障し、第二に、その自由実現のための基盤として法人格を届出非営利組合に与え、その対外的・対内的な法律関係」を定めている⁽⁸⁾。

第2項 アソシエーション活動の実態

このように、関連法制の整備という点でみれば、およそ100年の歴史を有するフランス・アソシエーションであるが、その目に見える拡大は、むしろここ数十年の現象である。コリン・コバヤシは、アソシエーションが1年間に誕生したその概数を紹介しているが、それによると、1950年代で5000団体、1960年代初頭で1万団体であったが、1970年代初頭には倍の2万団体へと伸張し、1977年で3万の大台にのり、1980年代は3万4000団体、1990年で6万団体、1992年には7万団体と統計されているという⁽⁹⁾。これらの数値から、とりわけ1970年代以降の量的拡大は目覚ましいことがわかる。フランスにおけるアソシエーション空間の拡大という点において、1970年代は転換画期にあたっていることを確認しておきたい。

ただし、ここに示した数値は、あくまでもアソシエーション創設の届出数を統計したものであって、アソシエーションには同時に消滅や解散もある以上、実際に活動しているアソシエーションの総数を示すことは容易でなく、概数にして730万から800万が活動しているとしかいふことができない。そして、この800万にも達しようかというアソシエーションの種類もまた千差万別である。すなわち、今日、フランスで活発に活動しているアソシエーションをみると、「様々なスポーツ協会、家族の相互扶助、青少年の文化・音楽・芸術活動、娯楽クラブ、第三世界と連帯する会、移民労働者支援の会、人道介助の団体、ラジオ・テレビの地域放送の会、環境保護団体、身障者介助、消費者団体など」その種類は多岐にわたり、その多様性をうかがい知るに十分なものがあるし、その活動内容についてみても「職業的利害を守ったり、公衆衛生、保健からスポーツ、文化など、また教育や職業訓練、自然保護や社会福祉にいたるまで」幅広いのである⁽¹⁰⁾。

第3項 フランス社会の「変容」におけるアソシエーションの位置

このように、フランスのアソシエーションは、とりわけ1970年代を一つの転機として爆発的拡大をみたわけであるが、この現象は、フランス近現代史における一つの「転換」としても語られる。例えば、フランス憲法学の見地から、この現象を説明した樋口陽一氏の議論は、あまりにも有名である。氏が、「フランスの近代法=国家構造そのものを特徴づける、個人対集権国家の二極構造のシンボル」として「ルソー＝ジャコバン型国家像」を指定し、「トクヴィル＝アメリカ型国家像」に対置したことは周知の通りである。とりわけ本稿にとって重要な点は、「中間団体を否認する〈国家↔個人〉の二極構造のもとで、国家権力だけが正統のもの」とされる中央集権的国家モデルとしての「ルソー＝ジャコバン型の近代国家像」に対し、アメリカ合衆国では「結社の存在を積極的に容認し、社会的権力もまた正統性をもちうるという前提」のもとで、多元主義的モデルが描かれるときれている点である。二つの国家像の対照性を「個人主義対結社の重視」ではなく、「反結社的個人主義と親結社的個人主義の対比」であるとする氏は、仏米両国の近代化のプロセスに即して、次のように説明する。すなわち、

「身分制的社会編成の網の目をいったん破碎して個人を析出するためには、個人対国家の二極構造を徹底させることは、どうしても必要な歴史的経過点だった」のであり、「1789年宣言に——もちろん1793年宣言にも——結社の自由が出てこないこと、逆に、ル・シャプリエ法による力づくの『個人』の析出がおこなわれたこと（『資本論』第一篇第二四章）は、まさしく歴史の必然だった」のに対して、「新大陸では、端的に言えば『始めに個人ありき』であった」からこそ、「自発的結社（association）——身分的社団（corps）でなく——を語ることができた」のであると（傍点はいずれも樋口氏）⁽¹¹⁾。

以上のように米仏における2つの近代市民革命の意味をふまえた上で、氏は、1970-80年代のフランスにおいてルソー＝ジャコバン型からトクヴィル＝アメリカ型への国家像の「転換」が経験されたとし、次の3点をその具体的現れとみる⁽¹²⁾。すなわち、①1958年憲法によって設けられた憲法院が、1971年の著名な一判決をきっかけとして、違憲審査機関としてきわめて重要な役割を演ずるようになったこと、②「68年5月」以後、「オトジェスティオン」「レジオナリズム」「自主管理」型志向の一環として分権の課題が意識されるところとなり、思想や運動としての地域主義の一定の高まりを背景としながら、1981年に

成立したミッテラン政権が地方分権改革を実施したこと、③ 1986-88 年に第五共和政史上初めて「保革共存政権」^{コアビタシオン}が経験され、行政府の内部で、大統領と国民議会多数派に基づき内閣との二頭制が顕在化し、中央政府の機能低下が懸念されたものの、世論はおおむねこの経験に対し好意的であったし、〈cohabitation〉への評価をいわば媒介として、「社会体」(corps social) や「市民社会」(société civile) という言い方で表現される多元的な社会単位の積極的な位置づけが行われるようになったこと、である。②と③の事象が 1970-80 年代のフランスにおいて、ほぼ同時進行的に推移した点はきわめて興味深い点であるが、ここではさしあたり、③の事象に注目していくことにする。要するに、氏によれば、ルソー＝ジャコバン型国家像の動搖という傾向のなか、「多元的社会単位の役割への世論の好意的反応」という事象は、「自発的結社への嗜好」という、かつてトクヴィルがアメリカ社会のなかにみてとった一つの特徴に照応しているとされるのであり⁽¹³⁾、この③の事象こそ、1970 年代以降経験されたフランス・アソシアションの急速な発展に他ならないのである。

第 4 項 「危機」の時代のアソシアション

1970 年代後半期におけるフランスの論壇をみると、政治・経済・社会の諸領域における危機的状況を反映したためか、さまざまな問題を解決していく糸口をアソシアションに期待する動きが見られた。1932 年に創刊された『エスプリ』誌は、1977 年 1 月から「文化と政治の変革」というより実践的な問題関心をサブタイトルに追加して新シリーズをスタートさせたが、本稿にとってきわめて重要な内容をもつ 1978 年 6 月の特集号「アソシアションによる民主主義?」の巻頭論文において、ジャック・カルーは「社会の砂漠化」とたたかい、「地域の連帯」を活性化させるため、アソシアションは「二重の空白を充足させること」を課題としているとし、この二重の空白とは、「日常生活におけるさまざまな伝統的枠組みの消滅に起因する空白」と「諸個人にとって遠い存在に思える国家、諸組織、諸機関と孤立した諸個人との間に存在する空白」⁽¹⁴⁾であると述べている。また、『フェール』誌と『ヌーヴェル・オプセルヴァトゥール』誌は、1977 年 9 月、「左翼、社会的実験と社会変革」に関するフォーラムを共同開催し、様々な社会運動の貢献が左翼政権実現に向けて期待されていることと、左翼や社会党による「社会的実験」の考慮は、いずれもこのフォーラムにおいて必然的か

つ不可避なものであることを明らかにした⁽¹⁵⁾。

すでに述べたように、フランス・アソシアシオンは、1970年代以降、そのめざましい量的拡大を経験している。その背景として、もし当時の政治的・経済的・社会的危機状況を挙げるとすれば、アソシアシオンと同様の文脈において重要な役割を果たした「クラブ」の存在を軽視することはできない。井上すず氏によれば、フランスにおける「クラブ現象」は、「革命や政治勢力の再編成といった政治の変動期に、必ずや急速に多数出現するきわめて特異な現象である」とされる。「フランス革命、1848年の革命、パリ・コミューンなどにおいては、クラブは束の間ながら自由な思想表現の場として革命のエランに寄与し、また、1901年には、共和主義右翼の勢力形成の動きに対抗して急拠それまで地方に分散していたさまざまな委員会（comités）、思想協会、フリーメーソン等が結集して急進党が誕生した」のである⁽¹⁶⁾。1971年のエピネー大会以降、社会党はミッテランを先頭に自己刷新のプロセスを開始したが、このプロセスにおいて「クラブ」が重要な役割を果たした事実は、周知の通りである。まさに強固な組織をもつ大政党に埋没することなく、「個人の自由な活動—思想の開花と交換—が可能となる小組織」⁽¹⁷⁾としての「クラブ」が、政治空間（とりわけ左翼陣営の）を活性化させる役割を果たしたと考えることができる。

第5項 多元主義者とアソシアシオン

1970年代後半期の、まさに政治・経済・社会の諸領域における「危機」の時代に政権を担当していたヴァレリー・ジスカールデスタン（大統領在任：1974-81年）は、アソシアシオンをどのように位置づけていたのであろうか。彼が政権につくまでのシャルル・ドゴール、ジョルジュ・ポンピドゥーという二人の大統領によるドゴール主義路線とは異なり、ジスカールデスタンは、その近代主義的志向で知られている。そして、彼の政権戦略のなかでアソシアシオンはまさに中心的な位置を占めており、地方公共団体と並んで中央集権国家による事務の独占状況に対する均衡力としての役割が期待されていた⁽¹⁸⁾。1976年に公刊されたジスカールデスタン『フランスのデモクラシー』のなかでは、国家・地方公共団体・市民がそれぞれの関係（国家—地方公共団体、国家—市民、地方公共団体—市民の諸関係）のあり方を変革しなければならないとされており、地域のレベルで処理されるべき諸問題を頂点で処理すること（フランスの中央集権主義的な事務処理）

は、自由主義の原則に反しているとされる。彼は、こうした地方公共団体の問題に加え、「大衆組織」への対抗勢力としてアソシアシオンを指定する。彼は大衆組織は、「一つのイデオロギー、一つの言語、一つの戦略をもっている」とし、まさに「一つの ^{ピュイサンス}力」が、この大衆組織固有のメンバーとの取りまきのコントロールも及ばないまま、権力ゲームを制御していると批判する。それに対し「アソシアシオンの場合、単純に人々（男たちと女たち）が、なんの仲介も圧力もなく、多くの場合一般的利益を目標としながら、彼ら自身の手で実現すべき共通のプロジェクトに結集している」とから、「アソシアシオンは、民主主義社会における行動と表現の本質的手段」⁽¹⁹⁾と評価されるのである。ジスカールデスタン政権の社会活動担当閣外大臣であったルネ・ルノワールの言葉を借りるならば、アソシアシオンは、社会諸組織の全段階における「対抗勢力」、「自由を保障する民主主義の学校」でなければならないということになる⁽²⁰⁾。

以上のように、第1節では、重大な経済的危機と根底的な社会的変容を経験した1970年代フランスという「環境」のもとで、フランス・アソシアシオンが、そのプレゼンスを高めていった様子を素描した。そして、その一つの帰結として、この時代に、「政治」の側からアソシアシオンとの良好な関係を模索する動きが強まっていったことが、明らかになった。以下、第2節・第3節では、「地域権力アソシアシオン」に焦点をしづり、このタイプのアソシアシオンがどのような政治的条件の下で形成され、どのような論理の下で地方分権化を要求するに至ったのかについて検討していくことにする。

第2節 地域政治・行政システムにおけるアソシアシオンの位置

第1項 「地域権力アソシアシオン」とは何か

『周辺権力』⁽²¹⁾の著者として知られる組織社会学派のピエール・グレミオンは、先に紹介した『エスピリ』誌の特集号「アソシアシオンによる民主主義?」(1978年6月)の論考において「アソシアシオン活動と政治権力の諸関係に関する分析」を試みている⁽²²⁾。グレミオンはまず、この分析をおこなう上で想定される二つの研究手法を提示する。すなわち、第一の手法としては静態的分類学、第二の手法としては市民参加に関する政治文化アプローチである。しかしこれらいづれについても幾つかの理由において採

用しないとし⁽²³⁾、いずれとも異なる有効なアプローチとして、グレミオンは「アソシアシオン空間と政治権力との間のサブ・システムに関する徹底した分析」を提起し、「文化的サブ・システム」と「地域政治・行政サブ・システム」という「二つのサブシステムが一つの戦略的位置を占めている」とする。

もちろん、本稿にとって重要なのは「地域政治・行政サブ・システム」である。グレミオンによれば、「1960 年代中葉以降、地域政治・行政サブ・システムにおいて、アソシアシオンの組織化に端を発するかたちで、地域権力獲得の要求が発展した」とされ、ここには次のような「重なり合う二つの要求」が掲げられていたとされる。すなわち、それは(a)コミュニケーションにおいてアソシアシオンが果たすべき役割への要請が高まるなかで明確に具体化されていった参加民主主義の要求（民主主義は、選挙に基づく権力委譲のみで定義されるわけではない）、(b)地方名望家と国家行政からなる「地域政治・行政システム」が住民の有効なコントロールの外で、内々に交渉をおこなうという管理様式に対する異議申し立て、の 2 つである。こうした動きは、いくつかの自治体におけるさまざまな「実験」のなかで強まってきたものであり、これらの実験は「(地域権力) アソシアシオンが地域政治・行政システムへの編入をはたした『ショーウィンドウ』へと変化していく」とともに、「一部は GAM 運動のなかで連合を組んで」いった。グレミオンによれば、とりわけ「3 つのショーウィンドウがより独自の役割を果たした」とされ、レンヌ市とカルバドスにあるエルヴィル・サンクレール新都市、そしてグルノーブル市の名前が挙がっている⁽²⁴⁾。グレミオンが「地域権力アソシアシオン」と呼んだのは、まさに 1960 年代中葉以降、地域の既存の権力構造たる「地域政治・行政システム」に異議申し立てをおこない、「参加民主主義」「自主管理」「権力の分有」などを理念に掲げて活動を開いた、これらの運動のことである⁽²⁵⁾。

第 2 項 国家官僚・名望家システムとアソシアシオン

上述のように、1960 年代中葉以降登場する地域権力アソシアシオンは、「名望家と行政からなる地域政治・行政システムが住民の有効なコントロールの外で、内々に交渉をおこなうという管理様式」に対して異議申し立てをおこなった。この異議申し立てのなかには、すでに、フランスの共和政が育んできた中央集権主義的行政システムに対する批判的見解が含ま

れている。ここではまず、「地域政治・行政システム」を一つのキーワードとしながら、組織社会学の立場から「地方自治体（コミューンと県）と国家行政機関との諸関係の調整システム」を明らかにしたグレミオンの分析を参照しつつ⁽²⁶⁾、4つのディメンジョンで整理することによって、一体このシステムがどのように構造化されていたのかを明らかにする。

- 1) 中央集権制というものに対するわれわれの機械的・図式的な理解とは反対に、フランスの中央国家は全ての社会活動領域を組織化しているわけではない。従って、一般に、「フランスでは国家が国民をつくり上げた」と言われるが、この常套句は実は高級官僚たちの論理に基づくものであって、彼らは国家と社会との間に構築されている社会的・政治的諸関係の実態を全く射程に入れていない。要するに、国家官僚と住民との間には、政治・行政システムを均衡させる上で決定的な役割を果たしている政治家階層（名望家と呼ばれる）が存在しているのである。彼ら名望家は、国家行政にたいして独占的な代表権を有している。すなわち、彼らの代表権とは、国家行政が政策を実施するにあたり、名望家たちが独占している社会的リソースなしでは立ちゆかない限りにおいて、つねに国家行政が正統なものと見なしているもののことである。従って、国家官僚と地方名望家との間には、地域の多様性を最大限に尊重しつつも、国家的統一性の実現を優先課題とするという紛争回避的な共犯関係が構築されている。
- 2) この「地域政治・行政システム」においては代議制民主主義が基本原理として貫かれており、これは「国家行政」「地方議員」「住民」という3つのレベルで明確に仕切られている。まず、国家行政についてみていくと、その機能上の均衡は、専門官僚たちがもたらしている点を見ておかなければならない。すなわち、地方出先機関の官僚たちは、ただ、ある管轄区画内のポストに就いているというだけでなく、当該区画との間で相互行為を展開しているのである。こうした相互行為は、彼に対して、地方の利権（威信、職務利益、報酬）をもたらすが、こうした利権に彼がアクセスするには、彼が名望家間ゲームのなかに身を置いていなければならない。次に地方議員についてみると、まず何よりも、彼らのなかにある代議制民主主義への執着は、公職兼任制が極めて重要であることを説明している。普通選挙に基づいて選出されたある一人の地方議員が公職兼任することにより、国家官僚制の異なる諸段階での交渉が可能と

なる。公職兼任制のともでは、代表者に対して正統性と国家の諸規則を緩和して適用する権能（議員としての活動および決定における最大限の柔軟性）の二つが与えられるのであり、これらは相互補完関係にある。まさに、公職兼任制は「地域政治・行政システム」の核心部分に位置しており、「名望家が代表者となり、名望家が規則を緩和する」のである。最後に住民であるが、地方選挙での投票率が、他国と比較して比較的高い点に鑑みると、彼らもまた代議制民主主義への執着が強いことがわかる。このことは、一方では積極的側面を有するものの、他方では、代議制民主主義の枠組みの外にあるアソシエーションの諸活動をさほど評価しない傾向を帯びると考えられる。

3) ここには中央権力に対して「周辺権力構造」が存在している。この構造にあっては、中央の画一主義的な政策意図に対する批判が繰り返されると同時に、名望家と国家官僚との相互依存関係を通じて地域的多様性の極大化が図られる。こうした権力モデルは「地域行政」という概念理解されるが、これは決してある特定の専門的ないし法規的領域のみを意味しているわけではなく、名望家と官僚に共有された諸価値の総体や専門的知識をも含んだ概念である。ここで言われている地域行政は、フランスにおける「共和主義的行政モデル」の表現形態に他ならず、この権力モデルの下では「地域権力」の概念が存在する余地などない。というのも、決定過程への住民の参加などを念頭に置いた地域権力について語ることは、すでに、地域行政が機能する秩序（可視化されてはならない周辺権力のメカニズム）を覆すものであるし、従来のシステムに根底から変更を加えるおそれがあるからである。

4) 地方名望家と国家官僚による地域政治・行政システムをこのように機能させた結果、地域の諸争点について議論がおこなわれにくくなっている。このような制約下では、地域権力アソシエーションが声高に批判を加えたとしても、共和主義的行政のネットワークのなかにいる地方名望家や国家官僚が、それを聞き入れることはない。地方名望家や国家官僚の関心はもっぱら、「いかにして地域的利益と一般的利益を結合するのか」、より正確には「一般的利益の名のもとで、いかに最大限の地域的利益を実現させるのか」に向けられている。

以上、4つのディメンジョンにおいて地域政治・行政システムを整理したが、グレミオンは「こうしたモデルの下で、アソシエーションが存在する

余地は全くといってよい程ない」⁽²⁷⁾と断言する。というのも、アソシアシオンには、まず何よりも、このシステムが前提としている代議制民主主義の正統性が具備されていないからである。そして、国家官僚と地方議員はともにアソシアシオンに対し不信を抱き、これらのアソシアシオンが、このシステムには包摂され得なかつた諸要求で結集しようとしているか、常に注意を払っている。カルティエ（住区）団体の事例が示すように、当該アソシアシオンが「カルティエ評議会」といった地域における代表機能を獲得しようと模索するなかで、両者の対立は先鋭化している。このように、当該システムのなかではアソシアシオンの自律性が極めて脆弱であるため、逆に、アソシアシオンは地域行政による「地域の顧客ゲーム」に包摂されてしまう。すなわち、コムューン当局にとって、顧客たるアソシアシオンへの補助金の配分は、それらの「取り込み＝包摂」という点で、きわめて戦略的な位置を占めているのである。

第3項 「地域権力アソシアシオン」台頭の時代背景

以上見てきたように、理論上、「地域政治・行政システム」のなかにアソシアシオンが活躍する場などあり得なかつた訳であるが、それにもかかわらず、地域権力アソシアシオンが実際には、なぜ1960年代中葉以降登場することができたのであろうか。この問題は、いかなる政治的環境の下で、地域権力アソシアシオンが分権化の要求を掲げるに至ったのかを明らかにしようとする本稿の目的に即して考えても、きわめて重要である。グレミオンによれば、その第一の理由は明らかに「都市化」にあるとされる。すなわち、「都市化が共和主義的行政のメカニズムを全般的に不安定化させたのだ」と。しかし、「都市化のみに依拠した、この社会学的な説明では、その進展過程を説明することができない」として、グレミオンは「3つの変数によって定義される政治状況」を提示する⁽²⁸⁾。これら3つの変数は、以下のように整理されるであろう。

まず第一に、1960年代初頭、ドゴールによって政党政治が弱体化させられたことが挙げられる。確かに、政党の弱体化それ自体は、様々な要因の結果である。すなわち、1958年に終焉を迎えた第四共和政において議会内での密室政治に終始した政党への国民の不信は根深いものがあったと考えられるし、逆に、そうした第四共和政を支えた中道諸政党への批判を強めつつ、選挙民へと食い込んでいったドゴール派の拡張能力、さらにドゴー

ル将軍のカリスマ性といったものが念頭に置かれるべきである。ただいざれにせよ、こうして政党が弱体化された結果、既成政党が掲げてきたイデオロギー諸潮流とは切り離されたところで、経済生活や日常生活と結びついた政治的諸争点を掲げる「フォルス・ヴィーヴ」⁽²⁹⁾が活躍の場を手に入れた。これらフォルス・ヴィーヴは「ダイナミック・フランス」を地域社会において象徴する存在として、旧型資本主義や農村型社会に基盤をおく地方名望家とは対立的な関係にならざるをえなかつた。

それゆえ第二に、国家官僚主導の「計画」と「計画化」が、「社会改革と政治・行政改革とを接合することのできる一手段」として登場することになった。ドゴール政権にとってダイナミックな経済改革政策や国土開発政策の戦略的な行政区画となっていた「レジオン」、さらには都市や生活環境に関する政策の検討は、この計画化の作業を通じて、あるいは政府内の「計画総序 (Commissariat général au Plan)」において進められた。計画総序は、これ以降、社会改革について研究するための非公式機関として、その役割を果たすことになる。

そして第三に、政党が無力化された結果として、上述のような「クラブ」の発展や政治領域への労働組合の介入の拡大による市民運動や大衆運動の高揚という現象が見られ、1971年のエピネー大会以降、こうした運動との連携を強めていた社会党など左翼陣営を勢いづけることになった。これらの運動は、閉鎖性を示していた議会制への批判や経済民主主義への願望を経て、「参加民主主義」の要求を定式化するに至った。

以上のような「3つの変数」に規定されながら、1960年代中葉以降、フランス政治の舞台に地域権力アソシエーションが台頭してくることになる。彼らは、1968年の「5月事件」を経験するなかで「自主管理」という言説を獲得し、幾つかの都市においては、「権力の分有」「地域民主主義」を定式化した自治体改革運動へと発展していく。自治体改革を掲げる彼らの運動が、どのようにして分権化要求に橋渡しされていくのか。節を改めて検討していくことにする。

第3節 地域権力アソシエーションによる分権化要求の論理

第1項 地域権力アソシエーションと自主管理・地方分権

1965年のコミューン議会選挙を一つのきっかけとして、全国の都市にお

いて結成の動きが始まった GAM は、その第 1 回全国大会を、1968 年 5 月に開催している⁽³⁰⁾。1968 年の「5 月事件」がフランスの思想界に与えたイムパクトについてはもはや説明を要しないであろうが、同時に、左翼言説空間の拡大を媒介としながら、こうした地域権力アソシアシオンに対して強い影響を与えたことについても確認しておく必要がある。こうした影響の一つとして、ロカールらの「ソシアリスム・オトジェスティオネール自主管理社会主義」を挙げることができる。この思想潮流のなかで最も有力な理論家として知られるピエール・ロザンヴァロンによれば、この自主管理社会主義には二重の目的があるとされる。すなわち、第一は「国家官僚主義と商品支配によって破壊された市民社会を真に再建すること」であり、「所有の社会化」を前提としながら、「資本主義によって圧迫され、沈黙させられている社会を『生き生きとしきつ対話する』社会に移行させることによって、市民社会全体を生きかえらせなければならない」とされる。しかし同時に、第二は「国家の活動の再検討を通じて、国家の規模を縮小」させることであり、「国家は、今まで市民社会から奪いつづけてきたものを市民社会に返還しなければならない」と述べている。従って、ロザンヴァロンによれば、「政治社会の発展ならびに国家の一定の権限を、地方自治体に分権化すること、その他の諸権限を市民社会に返還することなど」は、「一貫した一つの運動」と捉えられるのである(傍点は引用者)⁽³¹⁾。こうした、中央集権主義的政治文化に代替する市民の新しい分権的=自律的政治文化の探求という点では、民主主義のありようも問題となってくるはずである。「フランス民主主義労働同盟(CFDT)」の元代表で『ヌーヴェル・オプセルヴァトゥール』誌の時評担当者ジャック・ジュリアールは、「市民参加の拡大などほど遠いところで、代表制システムはただひたすら市民参加を制約し、さらに禁止している」とし、その解決策は、代表制システムの改善にあるのではなくて、代表制システムに対するコントロールと、とりわけ「直接的管理」を目指すその制約にあると主張した。そして、国家理性に対抗するためには、「手に届く範囲の」民主主義を目指して、「大衆が彼ら固有の諸問題を処理できるよう支援」しなければならないとされるのである⁽³²⁾。

すでに述べたように、中道右派のジスカールデスタン政権にとってもまた、アソシアシオンは戦略的位置を占めていた。従って、左翼を「親アソシアシオン的」、右翼を「疎アソシアシオン的」といった政治的対抗の図式で描くのは正確ではない。しかし、1970 年代を通じて、アソシアシオンや

労働組合が左翼政党へと定着していった背景や、社会主義諸政党が社会党へと統一されていった背景を考えるとき、そこに「イデオロギー的な親和性」があったことは否定できないし、「アソシエーションとの共闘は、1970年代を通じて社会党の戦略の鍵となる要素」であったことは間違いない。この当時、非共産党系左翼の立場を表明しつつ、一定の勢力を誇ったアソシエーションとしては、GAM 以外にも、ミシェル・ロカール周辺に結集した「統一社会党」、フランス民主主義労働同盟内のカトリック系活動家たちからなるジャック・ドロールの「変革と計画」、ピエール・モーロワによって設立された北欧社会主義に近い伝統的社会主义の小グループなどが挙げられる⁽³³⁾。これらのアソシエーションは、「公的施策のやり方の変革と国家に対する不信」に関して問題関心を共有しており、これはまさに分権化要求の底流にある基本的認識に他ならなかった。

1981年に成立したミッテランの左翼政権のもと、「コミューン、県およびレジオンの権利と自由に関する1982年3月2日法」⁽³⁴⁾を基本法とする地方分権改革が実施されたことは周知の通りであるが、組織社会学派の行政社会学者 J. C. トエニが、かつて、「地方分権化」を特集した『プヴォワール』誌（1992年）の巻頭論文において、「ドゥフェールの改革は、ビッグバンではなかった」⁽³⁵⁾と述べたことに端的に示されているように、この改革はエネルギー・ゼロの状態から突然開始されたものではなく、むしろ、1970年代から「既に現場で進行しつつあった一連の進展を、深部のところにおいて加速化し、合法化し、体系化した」改革であった。

バルテルミが指摘するように、この改革は、その実現を課題に掲げて1970年代に活動してきた「改革の信奉者たちの目には、1960年代中葉以降、アソシエーションの組織づくりからはじまって発展を遂げていった『地域権力』の要求を具体化したもの」と映っていた。まさに、地域権力アソシエーションの活動が、1971年にはじまる新生社会党を媒介しながら、開花したものと考えられたわけである。地域で活動してきた彼ら地域権力アソシエーションの活動家たちは、「市民精神のさらなる共有という近代主義的理^{シヴァイスム}念」を念頭に置きながら、彼らの活動開始当初から掲げていた「参加民主主義の要求」に、さらに、「名望家と国の地方出先機関によって構成される政治・行政システムの管理様式への異議申し立て」を付け加えていった⁽³⁶⁾。というのも、第2節において明らかにされたように、名望家と国家官僚の共犯関係の体系たる「地域政治・行政システム」において、地域権力アソ

シアシオンにはごくわずかな政治的自律性しか与えられておらず、国家行政との交渉権を手に入れられないまま、このシステムの余白部分にしかその活動領域を見いだすことができなかつたからである。グレミオンが指摘したように、アソシアシオン現象は、地域の政治システムにおいて「地方名望家と大衆政党の活動家が担ってきた二つの社会的・政治的機能が、浸食されたとまではいえないにせよ、危うくなつてくる」なかで拡大してきたものであり、それら 2 つの機能を「永続的に分業するメカニズム」は、当該システムのなかに行政（国家行政と名望家）と政党（名望家と政党）がそれぞれの関係を構築していることを示唆している。政党は徐々に候補者を独占的に選定するというかたちでコントロールを強めていたとはいえ、ひとたび当選すると、名望家たる地方議員たちは政党から自律した行動をとるようになり、「国家行政の諸リソースを利用し、名望家ネットワークへと入っていく」のであった。このように強固に組み立てられていた地域の政治システムを迂回するため、地域権力アソシアシオンは、「名望家世界と政党活動家社会の外部」に活動の場を見いださざるをえなかつたのである⁽³⁷⁾。

地域権力アソシアシオンを含む地域の諸アクターが、既存の「地域政治・行政システム」のもとでは、国家行政との独占的交渉権を確保することに自らの存在理由を賭けていかなければならぬとすれば、地域権力アソシアシオンが、自らを蚊帳の外に置いている既存のシステムに代替する新しいシステムの創造を課題設定することは、至極当然の論理である。従って、地域権力アソシアシオンにとって、この中央集権的な国家官僚と地方名望家の共犯的システムを打破すること、言い換えるならば地方分権化を実現することは、その活動展開の大前提となつてゐたのである。

第 2 項 未完の分権改革と地域権力アソシアシオン

1960 年代中葉に市民社会領域から地域政治の舞台に登場して以降、1970 年代を通じて発展を遂げ、その活動を通じて分権化要求の論理を見いだしていった地域権力アソシアシオンは、上述のように、自らの活動が 1982 年の地方分権改革に結実したものと考えた。しかし、もし、1982 年の改革が期待通りの成果を上げなかつたとすれば、1970 年代における地域権力アソシアシオンの活動と 1982 年の地方分権改革を直結させようとすればするほど、逆に、前者の活動に対する否定的評価が導き出されることになるは

ずである。

1982年の地方分権改革は、「諸制度のなかでアソシエーション、労働組合、経済・社会委員会、職能団体の存在を正統なものとは認めない」代表制民主主義モデルを承認したに過ぎないのであって、そこでは、「普通選挙以外のコントロール・メカニズムは考慮されて」いなかったという評価がある。その点で言えば、地域行政運営に対する市民のコントロールが制度化されなければならないが、それが議事日程に挙がったのは、ようやく1992年のことである（地域に関する情報公開と住民投票の手続を組織する「共和国の地域行政に関する1992年2月6日法」⁽³⁸⁾）。バルテルミは、地方分権改革が、むしろ「名望家システムを強化する方向へと導いた」と述べ、従って、「1981年の政権交代までの地域刷新の時期に、GAMは、このシステムに代わるシステムを打ち出すには至らなかった」と結論づけている⁽³⁹⁾。

地域権力アソシエーションの限界性の問題については、すでにグレミオンが1978年論文において指摘している。まず何よりも、こうした地域権力アソシエーションの担い手と民衆との間の社会的断絶の問題があった。すなわち、こうした地域権力の要求は、「(大文字の) デモクラシーの拡大」という願望を掲げて、地域の諸争点へ市民を動員する」という「一つの優先的目標」を有していたが、実際には「こうした普遍主義的見解は、かなり限界に来ていました」のであり、「たとえ参加が行われているとしても、それは『市民たち』の参加というよりも、新しい『プロフェッショナルたち』の参加である」との批判があった、と。社会階層的にみると、「参加は中間層とインテリ層に限られて」おり、名望家システムの「顧客主義」が原動力としている「下層民たちの参加」をかち取れていなことは、「地域権力アソシエーションが、地域行政のライバルを自任する上で、重大な制約」であった⁽⁴⁰⁾。そしてもう一つの問題点は、上述のバルテルミと同様、代替システムの創出に関わっている。すなわち、「地域権力や政治参加拡大の信奉者たちが、名望家システムに対する異議申し立てに際して、何がこのシステムの力を生み出しているのかを失念していた」のであり、それはまさに「中央国家の合理的施策を骨抜きにしながら、中央国家から利得を引き出すこと」であった。このことからグレミオンは、名望家システムが独占している「こうした決定上の仲介機能に対して、地域権力のアクターたちは、決してオルタナティヴを策定することができなかった」との結論を導き出すのである⁽⁴¹⁾。

むすび

以上見てきたように、1970 年代のフランスにおいて、その政治的・経済的危機と社会的変容を背景としながら、アソシアシオンが大きな発展を遂げていった。そのことは、当時政権を担当していたジスカールデスタンにとっても、政権獲得を目指して党内改革を進めていたミッテランにとっても、アソシアシオンが戦略的位置を占めていたことに示されていた。知識人だけでなく、一般市民たちにも政治討議の場を提供した「クラブ」と並んで、地域権力アソシアシオンは、地域政治の舞台において、その活動を展開していった。彼らは当初、「参加民主主義」をスローガンとして運動を開始し、1968 年以降は、「自主管理」を一つの理論的支柱としながら、「地域民主主義」「権力の分有」などの言説を定式化するに至り、住民の日常的な諸問題を政治的争点とすることを目指していった。

しかし当時、各地域にはグレミオンが「地域政治・行政システム」と呼ぶ、国家官僚（県知事）と地方名望家（メール）との相互依存的な利権共同体が強固に確立されていた。地域権力アソシアシオンは、このシステムが住民を排除したところで決定を下していると批判し、自治体の決定過程への住民の参加を模索することになったが、同時に、地方名望家たちが国家行政との交渉権を独占していることは、地域政治領域における彼ら地域権力アソシアシオンの活動領域を著しく制限するものであったことから、この点においても、当該システムへの異議申し立てを強めていくことになった。彼ら地域権力アソシアシオンが目指したのは、自治体の諸決定に住民が参加できる「地域権力」の獲得とその民主的な運用であり、こうした彼らの活動方針は、一方ではコミューン議会選挙における市政の獲得に向けられたが、同時に、従来の中央集権的システムの打破を目指す点においては、地方分権化を要求する論理を含んでいたと言うことができる。

ただし、こうした運動を主体的に担っている社会階層が専ら中間層やインテリ層に集中した結果、地域政治への参加の訴えも十分には民衆レベルに浸透しなかったという批判や、「地域政治・行政システム」に代替するシステムを提示することができなかったとする研究者たちの評価を踏まえるならば、1970 年代の地域権力アソシアシオンによる自治体改革の運動が、必ずしも大きな成功を収めたとは言えない。また、1982 年の地方分権改革が彼ら地域権力アソシアシオンの運動の成果であるとの見方に関しても、

この改革が不完全なものにとどまったとすれば、1970年代に彼らが目指していたものとの間に大きなズレを見いだすことになる。それは必然的に、彼らの運動に対する否定的評価を導き出さすことになるのではないか。本稿では、こうした問題点や限界性についても検討された。

ともあれ、本稿における地域権力アソシエーションの理論的分析と、その先進事例として知られたグルノーブルの GAM 運動に関する実証的分析⁽⁴²⁾を連結したとき、一体何が見えてくるのか。今後解明すべき課題はここにある。例えば、地域における「権力の分有」(=「地域民主主義」)は、いかなる形態において可能になるのか。もしここに、地域政治の民主化へ向けた道筋が見えてくるとすれば、この理論的課題は、同時に実践的課題としてわれわれに提起されることになるはずである。

注

- (1) 本稿では以後「アソシエーション」とカタカナ表記する。高村学人氏によれば、アソシエーションの「公的自由の側面」を重視する場合には「結社」、「民事的側面」を重視する場合には「非営利組合」が、その訳語としてふさわしいとされる。高村学人「アソシエーション法の法的解説」(コリン・コバヤシ編著『市民のアソシエーション—フランス NPO 法 100 年』、太田出版、2003 年)、338 頁。
- (2) グルノーブルの GAM 運動を事例としながら、「権力の分有」による自治体改革の動向について批判的に検討したものとしては、Éric Conan et Claude Domenach, "Partager le pouvoir : L'exemple de Grenoble", *ESPRIT*, 10, 1977. がある。
- (3) コリン・コバヤシ「フランス・アソシエーション活動の歴史的変遷—大革命から今日まで」(コリン・コバヤシ、前掲書)、16-25 頁。
- (4) 大村敦志『フランスの社交と法』(有斐閣、2002 年)、179 頁。
- (5) コリン・コバヤシ、前掲論文、16-25 頁。
- (6) 大村敦志、前掲書、179-180 頁。
- (7) Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association.
- (8) 高村学人、前掲論文、316 頁。
- (9) コリン・コバヤシ、前掲論文、49 頁。
- (10) 同前、60-61 頁。
- (11) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、1994 年)、59 頁。
- (12) 同前、54-59 頁。
- (13) 同前、60 頁。
- (14) Jacques CAROUX, "la démocratie par l'association?", *ESPRIT*, 《La démocratie par l'association?》, 6, Juin 1978, p. 3.

- (15) Martine Barthelemy, *Associations : Un nouvel age de la participation ?*, Presses de Sciences PO, 2000, pp. 82-83.
- (16) 井上すず「フランスにおける『クラブ現象』—1960 年代非共産左翼結集の問題を中心として—」(犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編『戦後デモクラシーの安定』岩波書店、1989 年)、70 頁。
- (17) 同前、70 頁。
- (18) アソシエーションの政治的機能について研究しているマルティーヌ・バルテルミによれば、「自主管理の主張が、伝統的自由主義と『国家社会主義』の双方を超克しようとする」ものであるとすれば、ジスカールデスタンが目指すフランス型「自由民主主義」的多元主義もまた同様に、「社会的・政治的変革の基底をなす一つの計画」に基づいており、この点で「政治システムにおける圧力団体の役割に関する分析に沿って展開されるアメリカ多元主義モデル」とは区別されなければならないとされる。Martine Barthelemy, *op. cit.*, p. 83.
- (19) Valéry Giscard d'Estaing, *Démocratie française*, Paris, Fayard, 1976, p. 102, cité dans Martine Barthelemy, *op. cit.*, p. 84.
- (20) René Lenoir, "La participation des citoyens à la vie sociale", *Projet*, 107, juillet-août 1976, p. 767.
- (21) Pierre Grémion, *Le pouvoir périphérique : Bureaucrates et notables dans le système politique français*, Seuil, 1976. なお、この『周辺権力』は、パリ第 5 大学に提出された彼の博士論文『地域権力、中央権力：共和主義行政の終焉に関する試論』を加筆修正したものであり、この博士論文自体は 1978 年に公刊されている。Pierre Grémion, *pouvoir local pouvoir central : Essai sur la fin de l'administration républicaine*, 1978.
- (22) Pierre Grémion, "Les associations et le pouvoir local", *ESPRIT*, 《La démocratie par l'association ?》, 6, Juin 1978.
- (23) グレミオンによれば、第一の手法とは、「アソシエーションをその目的に即して分類しようとする」試みであるが、静態的な分類学に類するこれらの試みは、グレミオンにとっては「社会的・政治的ダイナミズムを全くといってよいほど明らかにしない」ものとして排される。次いで第二の手法とは、アソシエーションと政治権力の諸関係の起源となる「政治参加の問題枠組」、言い換えるならば、市民たちの参加意識をめぐる政治文化からのアプローチである。この手法が排除される理由は、「市民的文化について比較したアメリカの政治学者たちを媒介しながら、アレクシス・ドゥ・トクヴィルからミシェル・クロジェへと連なる知的潮流のなかで、フランスにおけるアソシエーション活動の貧困さや、公的活動を組織化する際には決まって国家が介入するというみじめな状況が強調」され、かなりの点でフランス社会の実態を言い当ててはいるものの、こうした問題関心が、「フランス政治文化の不可変性に力点を置いているとするな

らば、現在進行中の様々な変化について説明するのに、全く適さない可能性がある」からである。 *Ibid*, pp. 19-20.

- (24) このグルノーブル GAM 運動において指導的役割を担った元市長ユベル・デュブドゥの活動については、1996 年 11 月 15-16 日にグルノーブルで開催されたコロックの記録集である次のものも参照。 *Action municipale innovation politique et décentralisation : Les années Dubdout à Grenoble*, Ouvrage coodonné par Pierre DUCROS, Pierre FRAPPAT, François LALANDE, René RIZZARDO, Éditions La pensée sauvage, 1998.
- (25) Pierre Gremion, *op. cit.*, Juin 1978, p. 21.
- (26) *Ibid*, pp. 21-22.
- (27) *Ibid*, p. 23. なお、ここで述べられている「アソシエーション」は、先に述べた「地域権力アソシエーション」に限るものではない。
- (28) *Ibid*, p. 23.
- (29) 川崎信文「現代フランスの地方自治」(中木康夫編『現代フランスの国家と政治—西欧デモクラシーのパラドックスー』、有斐閣選書、1987 年)、157 頁を参照。氏によれば、フォルス・ヴィーヴの具体例として、機械化と経営規模拡大を求める農業改革路線の担い手であった「青年農業者全国センター (CNJA)」や地方の企業革新の旗手であった「青年経営者集団」、さらに、階級闘争路線を否定して国家との「対話」「協調」を求める「キリスト教労働同盟 (CFTC)」などがあるという。
- (30) Robert de CAUMONT, “Les GAM : une stratégie, des techniques pour changer le quotidien”, *Autrement*, 6, 1976, p. 164. 当時、ロベール・ドウコモンは、「全国 GAM 連合」の事務局長であった。
- (31) Pierre Rosanvallon, *L'âge de l'autogestion*, Paris, Seuil, 1976, pp. 46-47. 邦訳、ピエール・ロザンバロン著、新田俊三、田中光雄訳『自主管理の時代』(新地書房、1982 年)、51-52 頁。
- (32) Jacques Julliard, *Contre la politique professionnelle*, Paris, Seuil, 1977, p. 153.
- (33) Martine Barthelemy, *op. cit.*, pp. 101-103.
- (34) Loi no 82-213 du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions.
- (35) Jean-Claude Thoenig, “La décentralisation, dix ans après”, *POUVOIRS* n°60, 1992, p. 8. なお、ここでいう「ドゥフェール改革」とは、「1982 年法=ドゥフェール法」を基本法とする一連の地方分権改革のことである。
- (36) Martine Barthelemy, *op. cit.*, p. 100.
- (37) Pierre Gremion, *op. cit.*, Juin 1978, p. 28.
- (38) Loi d'orientation no 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.

- (39) Martine Barthelemy, *op. cit.*, pp. 109-110. もちろん、バルテルミ自身、地方分権改革が「未完」に終わったことを、すべて GAM 運動の責任と考えているわけではない。むしろそこには、政権担当政党として、1970 年代におけるクラブやアソシエーションとの対話のなかで、「地方分権化」を重要政策に掲げるに至りながら、それを実質化させることのできなかった社会党の責任があるとしている。
- (40) Pierre Gremion, *op. cit.*, Juin 1978, p. 28.
- (41) *Ibid*, p. 29.
- (42) 筆者は以前、グルノーブルの GAM 運動に関して、検討したことがある。拙稿「フランス地方分権改革の源流—1970 年代の都市コムューンにおける分権化要求運動—(下)」(『立命館法学』2000 年度第 1 号) の第 3 章。